

昭和 46 年建設省告示第 109 号による葺き方（概略）

2022 年 1 月 1 日より施行（義務化）

2022 年より、屋根瓦は、次のイからニまでに掲げる屋根の部分の区分に応じ、イからニまでに定める方法で葺き、又はこれと同等以上の耐力を有するように葺くことが義務化されます。

ただし、平成 12 年建設省告示第 1458 号に定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りではありません。（詳しくは[告示](#)をご覧ください）

イ. 軒

J 形の軒瓦または S 形、もしくは F 形の棧瓦を 3 本以上のくぎ（容易に抜け出ないように加工されたものに限る）またはねじ（以下「くぎ等」という）で下地に緊結する方法。

ロ. けらば

袖瓦を 3 本以上のくぎ等で下地に緊結する方法。

ハ. むね（棟）

下地に緊結した金物に芯材を取り付け、冠瓦をねじで芯材に緊結する方法。

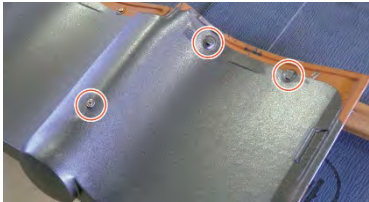
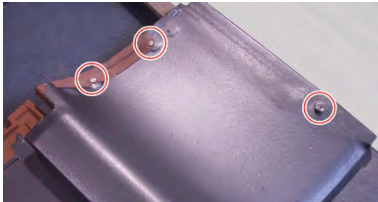

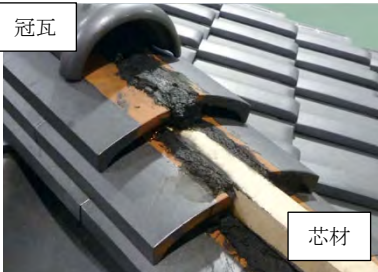
ニ. イからハ以外の屋根の部分（軒、けらば、棟を除いた平部）

棧瓦をくぎ等で下地に緊結し、かつ、次の（1）または（2）のいずれかに該当する場合は、隣接する棧瓦をフックその他に類する部分によって構造耐力上有効に組み合わせる方法。

（1） V_0 （建築基準法施行令第 87 条第二項に規定する V_0 、基準風速）が 38m/s 以上の区域である場合

（2） V_0 が 32m/s 以上の区域において F 形の棧瓦を使用する場合

（当該棧瓦を 2 本以上のくぎ等で下地に緊結する場合を除く）

緊結箇所		原則として、全ての瓦
緊結方法	軒、けらば	瓦をねじおよび 3 本の釘で下地に緊結
	平部	瓦をねじおよび釘で下地に緊結
	むね	冠瓦をねじで芯材に緊結
耐久性		屋根ふき材・緊結金物にさび止め・防腐措置をすること
イメージの例	軒部の緊結	
	けらば部の緊結	
	平部の緊結	
	棟部の緊結	

建築基準法施行令第 87 条第二項に規定する V_0 (基準風速)

詳細な地域区分は、[瓦屋根標準設計・施工ガイドライン](#)の 100~105P をご覧下さい。

